

群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

平成19年3月27日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定例監査)

第2条 法第199条第4項に規定による定期監査を毎年1回行い、あらかじめその期日の7日前までに、その旨を広域連合長に通知しなければならない。

(随時監査)

第3条 法第199条第2項、第5項又は第7項に規定する監査を行おうとするときは、あらかじめその期日の5日前までにその旨を広域連合長又は関係のある者に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

(現金出納検査)

第4条 監査委員は、現金出納検査を、毎年2回以上行わなければならない。

(請求又は要求による監査)

第5条 監査委員は、法令の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。

(公表)

第6条 監査委員の行う公表は、群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年広域連合条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、監査委員について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。